

【調査案件におけるコンサルタントの募集】

公示期間：2020年12月7日～12月20日

案件名：PSEAH（性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護）にかかる先行例調査

背景： 支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク（以下、JQAN）ではかねてより災害支援や難民支援等の人道支援の質とアカウンタビリティ向上を目指し、世界的な基準であるスフィア基準や人道支援に関する中核基準(CHS)に関する研修や国内外でのネットワーキング活動を行っている。今後の研修・提言活動の中に、世界の開発・人道支援の現場で主流化されつつある支援を受ける人々の性的搾取・虐待・ハラスメントから保護（PSEAH：Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment）される権利について含めるにあたり、調査を実施することとし、個人（または法人）コンサルタントを調達することとした（詳細は別添TORを参照）

本件に関心のある場合は、12月23日(水)までに以下のメールアドレスまで、①企画書、②希望報酬額、③履歴書（法人の場合は従事予定者）、④過去に作成した類似案件の報告書（あれば）を添えて、送付ください。

JQAN事務局（国際協力NGOセンター連携グループ内）

メールアドレス：qa@janic.org

担当： 松尾

仕様書

1. テーマ

PSEAH（性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護）

2. 目的

日本のNGOの支援活動および組織内において、性的搾取・虐待・ハラスメント（以下、PSEAH）事象の発生を予防し、発生した場合は迅速かつ適切に把握し対応できる体制が整備されることを目指し、日本のNGOおよび支援関係者においてPSEAHに対する理解を広めるためのツールとなりうる、（日本のNGOが実際に活動している国・地域単位における）PSEAHの先行例を調査する。

3. 調査内容

1) 調査対象国・地域の選定方法

日本のNGOの継続的な活動がある国・地域であること。

下記2)の先行例があること。

対面の訪問を想定する場合：新型コロナウイルス感染症に対する感染予防策をとったうえ、かつ訪問先の了解を得たうえで行えること。

対面の訪問が困難な場合：本調査の対象となりえる国・地域への訪問や国内での移動は難しいが、人脈などからオンラインでの聞き取りができる際は先方の了解を得たうえで行えること。

2) 先行例の定義と選出方法

【定義】

- ・PSEAHに関する方針・各種制度が整備されている。
- ・PSEAH方針・制度に基づき、クレーム対応の実績がある。

【選出方法】

CHS AllianceのメンバーやHQAI認証団体でコミットメント5に関するスコアが高い団体、本年度外務省主催NGO研究会やPSEAHワーキンググループ等の活動に参加している団体の中で、CHS Alliance発行のPSEAH Implementation Quick Reference Handbookで言及されているようなPSEAH発生防止策、対処メカニズム等を実施している団体を抽出する。

3) 調査項目（案）

具体的な調査項目は、報告書目次（案）の合意とあわせ、決定後の調査実施者とともに行う。

- ・当該国のPSEAHに関する法制度・罰則など
- ・当該国のネットワークNGOにおけるPSEAHに関する方針・各種制度（導入支援、通報制度など）・研修提供など
- ・当該国で活動するNGOを支援するドナー側のPSEAHに関する方針など
- ・団体単位の先行例（具体的なPSEAH発生防止にむけた方針、規約・様式集、内部研修、分掌、対処メカニズム、実際に運用した個別ケース等）
- ・発生した背景・状況の傾向、個別ケースの事例、

日本のNGOによる人道支援の活動実績が多い地域（アジア、中東、アフリカ）のうち、2地域に所在する最低3団体（原則、NGO。当該NGOの本部国は不問）の先行例他

4) 調査方法

- ・文献調査
- ・インタビュー（当該団体への訪問ないしオンライン接続での実施）
- ・関連文書サンプルなどの入手

5) 調査実施候補者の資格

【必須要件】 法人の場合はチーム内に一人以上含むこと。

- ・ 類似調査業務の経験がある。
- ・ NGOや国連などでの人道または開発支援セクターでの実務経験が最低5年以上ある。
- ・ スフィア基準やCHSに関する研修の履修実績がある（主催者は問わない。但し、修了証を添付）。

【参考要件】 選考時に参考にします。

- ・ 支援の質とアカウンタビリティ向上（Q&A）に関するトレーナー養成研修の修了。
- ・ ジェンダー等、該当分野に関連する業務の経験が5年以上ある。
- ・ （該当分野での修士号を取得していることが望ましい。
- ・ 英文での報告書作成が可能なこと

4. 調査活動の成果物

報告書（インセプション報告書、最終報告書）

報告書には、先行例、研修セッションプラン骨子案を含む。

5. スケジュールと支払い案

コンサルタントは以下の工程で作業を進め、成果物の完成（JQAN幹事会の承認）を以て、対価が支払われるものとする。

2020年

12月 調査開始

2021年

1月 インセプション報告書の提出と内容の説明（JQAN幹事会に対して）、調査、定期報告

2月 定期報告

3月 最終報告書（ドラフト）の提出、報告会の開催

4月 報告会結果の反映をした最終報告書の完成

1	契約締結時	30%
2	インセプション報告書	30%
3	最終報告書	40%

以上